食品表示基準の一部改正　食物アレルギーに関する義務表示品目への「くるみ」の追加について

安達玲子
Reiko ADACHI
国立医薬品食品衛生研究所生化学部室長

食品表示制度における食物アレルゲンを含む食品に関する表示については、食品表示基準に「特定原材料」（義務表示品目）及び「特定原材料に準ずるもの」（推奨表示品目）が定められており、その対象品目は即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査の結果に基づいて選定されている。近年、くるみアレルギーの症例数が増加していることを受け、令和 5 年 4 月にくるみが義務表示品目に追加された。本稿では、くるみの義務表示品目への追加について、食品表示制度の概要と合わせて紹介する。

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 5 年 3 月内閣府令第 15 号）「食品表示基準について」の一部改正について（令和 5 年 3 月消食表第 102 号）

我が国では、2001 年（平成 13 年）に加工食品におけるアレルゲンを含む食品に関する表示が開始された。表示対象品目は即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査の結果に基づいて選定され、特に症例数が多く症状が重篤なものは「特定原材料」（義務表示品目）、それ以外のものは「特定原材料に準ずるもの」（推奨表示品目）とされた。2015 年（平成 27 年）には食品表示法や食品表示基準が施行され、現在の表示制度はこれらの法令に則って運用されている（図 1）。[1)]

即時型食物アレルギー全国実態調査はその後も 3 年ごとに実施されており、これまでに表示対象品目の追加等が数回行われている。2022 年（令和 4 年）6 月に、消費者庁は令和 3 年度の調査結果を内閣府消費者委員会食品表示部会に報告し、くるみアレルギーの症例数が継続的に増加していることから、推奨表示品目であるくるみを義務表示品目に加える方針を明らかにした。その後、消費者委員会への諮問と答申を経て、2023 年（令和 5 年）３月に食品表示基準等が改正され、くるみが特定原材料に追加された。現在、特定原材料は 8 品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））、特定原材料に準ずるものは 20 品目（アーモンド、 あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）となっている。

特定原材料に関しては、消費者庁次長通知において表示検証のための検査法が定められている（図 1）。まず、特性の異なる 2 種の ELISA 法による定量検査を実施し、食品 1 g あたりに特定原材料タンパク質が 10 μg 以上検出された場合に表示が必要なレベルであると判断される。その後製造記録等と合わせて表示の適否が判断されるが、判断不可能な場合は、特異性の高い定性検査法であるウェスタンブロット法（卵、乳）または PCR 法／リアルタイム PCR 法／PCR-核酸クロマト法（えび、かに、くるみ、小麦、そば、落花生（ピーナッツ））により確認検査を行う。今回のくるみの義務表示化を受けて本通知も改正され、新たに開発されたくるみの検査法が追加された。

即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査では、近年くるみ以外のナッツ類によるアレルギーの症例数が増加していることも報告されており、今後も継続的な制度の充実が望まれる。

参考文献

1）消費者庁食品表示法等のページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

キーワード　食物アレルゲン，食品表示基準，特定原材料

Copyright © 2023 The Pharmaceutical Society of Japan

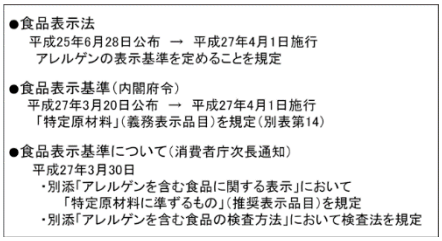

図 1　食物アレルゲン表示制度の関連法令等